

被保険者各位

愛知県医療健康保険組合
理事長 井手 宏



規約変更について

愛知県医療健康保険組合の規約について以下の変更が、東海北陸厚生局長により認可されましたので、健康保険法施行令第3条第2項の規程に基づき公告いたします。

新旧条文対照表

新	旧
(組合の事務所等) 第3条 この組合の事務所は、次の場所に置く。 愛知県名古屋市中区大須三丁目30番60号 (略)	(組合の事務所等) 第3条 この組合の事務所は、次の場所に置く。 愛知県名古屋市中区大須三丁目30番地60号 (略)
(通常組合会) 第15条 通常組合会は、毎年2月及び7月に招集することを常例とする。	(通常組合会) 第15条 通常組合会は、毎年2月及び6月に招集することを常例とする。
附則 (施行期日) この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。	

以上